

# 一般社団法人日本科学飼料協会表彰規程

平成 24 年 5 月 17 日

改正 平成 25 年 4 月 1 日

## (目的)

第 1 条 一般社団法人日本科学飼料協会は定款の目的を達成するため、定款第 4 条第 1 号及び第 3 号に基づき表彰する制度を定める。

## (賞の種類)

第 2 条 賞は次の 2 種類とする。

- (1) 功労賞
- (2) 技術賞

## (授賞の数)

第 3 条 功労賞および技術賞は、原則としてそれぞれ毎年 1 名または 1 件とする。

2. ただし、授賞に該当する者がいない場合は選考しない。

## (受賞資格)

第 4 条 功労賞は、本会の目的である畜産の振興と業界の健全なる発展に寄与した者に対して授与する

技術賞は、本会の目的である畜産の振興と業界の健全なる発展に寄与するような飼料に関する技術上の顕著な業績に授与する。

## (推薦)

第 5 条 功労賞については、本会々員の推薦による。

2. 技術賞については、本会々員又は畜産関係の学識経験者の推薦による。

## (提出書類・期限)

第 6 条 功労賞候補者の推薦にあたっては、候補者略歴、推薦理由等選考に必要とする内容を記した推薦書類を本会理事長に提出する。

2. 受賞候補業績については、その業績の担当者の氏名、職名、略歴及び対象となる業績の要旨 2,000 字以内にまとめたもの及びその研究理由その他選考に必要とする内容を記した推薦書類を本会理事長に提出する。
3. 届け出締切りは、功労賞、技術賞ともにその年の 12 月 31 日までとする。

#### (選考委員会)

第 7 条 理事長は、功労賞・技術賞選考委員会(以下「委員会」という)を設置し、委員会は、功労賞の受賞者及び技術賞の業績の候補を審査しそれぞれの賞を決定する。

第 8 条 委員会委員（以下「委員」という）の定数は、9 名以内とし、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

2. 受賞候補者又は受賞候補業績に直接関係する者は原則として委員に選出しない。

#### (報告)

第 9 条 委員会は、各賞選考の結果を理事長に報告する。

#### (賞の授与)

第 10 条 功労賞並びに技術賞は定時総会において授与を行う。

#### 附 則

- 1, この規程は、平成 24 年 5 月 17 日から施行する。
- 2, この規程の制定に伴い、社団法人日本科学飼料協会功労賞内規（昭和 47 年 5 月 24 日）及び社団法人日本科学飼料協会技術賞内規（昭和 36 年 8 月 25 日）は廃止する。

#### 附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。